平成２８年（フ）第３９８号
静岡県浜松市浜北区高薗123番地
債務者　鈴木　義明
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４号
愛媛県喜多郡内子町内子3137番地
債務者　中田　祐子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後１時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第１号
長崎県雲仙市南串山町丙10340番地６、住民票上の住所長崎県雲仙市南串山町丙10268番地１
債務者　中村　貞治
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後２時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第２号
長崎県南島原市口之津町甲2820番地　白浜１号館、旧住所長崎県南島原市加津佐町乙1815番地
債務者　小柳真一郎
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後２時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第３号
長崎県雲仙市小浜町金浜1509番地
債務者　林田いそみ
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第４号
長崎県雲仙市小浜町雲仙110番地　アビタシオン雲仙303、旧住所長崎県南島原市北有馬町己437番地
債務者　小谷　貴之
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後１時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第７２６号
東京都北区赤羽北２丁目15―１―833
債務者　伊藤　敬子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４１号
東京都練馬区光が丘３丁目９―１―2508
債務者　金子さつき
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６４号
横浜市中区扇町４丁目12番地５　東栄館403号
債務者　伊原　　初
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８９号
横浜市磯子区洋光台６丁目19番39―102号
債務者　満田　勝則
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３１０号
東京都立川市若葉町１丁目13番地の２けやき台団地８棟106号
債務者　倉島　繭子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２６７０号
横浜市磯子区杉田２丁目13番13号
債務者　鈴木　正巳
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６９１号
横浜市泉区中田東４丁目２番22号　パルフェリカ・イースト201
債務者　阿部　　勉
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７０４号
横浜市神奈川区六角橋３丁目20番６号
債務者　佐藤　五郎
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７０５号
横浜市神奈川区六角橋３丁目20番６号
債務者　佐藤ノブ子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部